

## 第46回亀山市民スポーツ大会開催大綱

1. 目的 「亀山市民スポーツ大会」（以下「市民スポーツ大会」という。）は、市民が生涯にわたり、健康でいきいきとした生活ができるよう幅広くスポーツ活動を実践する場を提供するとともにスポーツの普及・推進を目的とする。
2. 主催 特定非営利活動法人亀山市民スポーツ協会（目的に沿っていれば共催でも可）
3. 主管 開催種目の加盟競技団体（以下、種目団体という。）
4. 後援 亀山市
5. 期日 令和6年3月15日(金)までに実施する。
6. 場所 市内全域
7. 種目 加盟競技団体種目
8. 参加対象 市民スポーツ大会の目的に則り、次の事項を参考にして、種目ごとに参加対象者及び参加資格を定めるものとする。
  - (1) 各年齢層の市民が幅広く参加できるよう配慮する。
  - (2) 障がいのある人も参加できるよう配慮する。
  - (3) 原則として、各種目団体等への登録の有無は問わない。
  - (4) 上記のほか、参加資格等の詳細については、種目別実施要項によるものとする。
9. 参加申込 出場する者及びチームの代表者は、募集要項に従って、各種目団体が定めた所定の様式により、期日までに申し込むものとする。
10. 組合せ 各種目団体により別に定める。
11. 大会形式及び大会方法  
種目内容の選定や実施形式及び運営方法等については、種目ごとに市民スポーツ大会の目的が達せられるよう次の項目に留意し、種目団体が定めるものとする。
  - (1) 種目内容の選定は、参加者の実情に応じて弾力性を持たせる。
  - (2) チーム編成方法は年齢等を考慮し、幅広く市民が参加できるよう工夫する。
  - (3) 1日(8:30～17:30)以内で大会が運営できるよう、大会方法を工夫する。
  - (4) 大会日及び会場は、種目団体と会場管理者が連携して定める。
12. 表彰 各種目団体の定める大会形式により表彰する。なお、入賞者の賞状は主催者で必要枚数用意する。
13. 参加料 参加料(傷害保険を含む)は、各種目団体が定め徴収することができる。
14. 傷害保険 市民スポーツ大会に参加する個人又は団体は、すべて傷害保険に加入するものとする。ただし、すでに適用できる保険に加入している個人又は団体はその限りではない。(補助金を充てることはできない。)
15. その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しては、個人の判断によるものとするが「三密の回避」等の基本的な対策に配慮した大会運営とすること。  
開催にあたってのガイドライン、体調確認表提出は廃止する。